

入札者注意書

（目的）

第1条 一般競争（以下「競争」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、会計法（昭和22年法律第35号。）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号。以下「特例政令」という。）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令（昭和55年大蔵省令第45号。以下「特例省令」という。）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）その他の法令に定めるもののほか、この注意書によるものとする。

（一般競争参加の申出）

第2条 一般競争に参加しようとする者は、入札の公告において指定した期日までに当該公告において指定した書類を契約担当官等（会計法第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

（入札等）

第3条 入札参加者は、入札の公告、公示、入札説明書、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、入札の公告、公示、入札説明書、仕様書、図面、契約書案等について疑義があるときは、入札時刻に支障を及ぼさない範囲内で関係職員の説明を求めることができる。

2 紙入札方式による入札者は、契約担当官等により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

3 入札参加者は、入札書を作成し、封かんの上、入札者の氏名（法人にあっては、法人名）、あて名及び入札件名を表記し、入札の公告、公示、入札説明書に示した日時までに入札しなければならない。

4 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉とすること。

5 入札金額は、入札物件番号毎に総額を記載することとし、入札書には、入札者が消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を記載すること。ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。

なお、所定の用紙を使用しない場合は「入札注意書を承諾の上、入札する」旨明記すること。

6 入札参加者は、入札書を一旦入札した後は、開札の前後を問わずその引き換え、変更又は取り消しをすることができない。

7 錯誤を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出は開札後とし、開札前に申し出があっても受理しない。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効

の申し出があっても受理しない。

- 8 本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状又は委任権限を証明した書類を提出すること。また、入札書には代理人の記名、押印を必ず行うこと。
- 9 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 10 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
- 11 入札参加者は、入札時刻を過ぎたときは、入札することができない。
- 12 入札参加者は、次の各号の一に該当する者をその事実があった後2年間入札代理人とすることができない。
 - 一 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正な行為をした者
 - 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - 六 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第5条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(開札)

第6条 開札は、入札終了後直ちに入札の公告、公示、入札説明書に示した場所及び日時に入札者を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員をして開札に立ち合わせて行うものとする。

(無効の入札)

第7条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- 一 入札参加資格のない者のした入札
- 二 入札金額・入札者名（代理人を含む。以下同じ。）が確認できない入札
- 三 委任状を持参しない代理人のした入札
- 四 入札物件番号を付した場合にあっては、入札物件番号を確認できない入札

五 入札保証金（その納付に代えて提供される担保を含む。以下同じ。）が定められた日時までに納付がないか、又は納付金額に不足があるとき（但し、入札保証金の納付を免除された場合を除く。）

六 入札書に入札者の署名又は記名押印を欠く入札

七 金額を訂正した場合において、訂正印のない入札

八 郵便入札の場合にあつては、入札書が定められた日時までに、指定された日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。

九 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

十 明らかに連合によると認められる入札

同一事項の入札について、同一人が2通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札

十一 入札時刻に遅れてした入札

十二 入札時に工事費内訳書の提出を求めた入札において、内訳書を提出しない入札

十三 その他入札に関する条件に違反した入札

（再度入札）

第8条 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことができるものとする。

2 前項の入札を行ってもなお落札者がない場合は、契約担当官等は当該入札を打ち切ることができる。

3 第1項の入札には、前条に規定する無効の入札をした者は参加することができない。

4 郵便による入札を行った者がある場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、契約担当官等が指定する日時において、再度の入札を行う。

（請負契約についての低入札価格調査制度、調査基準価格）

第9条 請負契約（予定価格が1,000万円を超えるものに限る。）について予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第85条に規定する相手方となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがある場合の基準は、その者の申込みに係る価格が、次の各号のいずれかの割合を契約ごとの予定価格に乗じて得た額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。

一 工事の請負契約については、契約ごとに3分の2から10分の8.5の範囲内で契約担当官等の定める割合

二 製造その他の請負契約（競争参加者選定事務取扱要領別表の業種別区分表2測量・建設コンサルタント等契約を除く。）については10分の6の割合

2 調査基準価格に満たない価格をもって入札した者は、事後の事情聴取に協力すべきものとする。

（落札者の決定）

第10条 契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、調査基準価格に満たない価格をもって入札した者がいた場合又は落札者となるべき者の入札価格によっては、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不適當であると認め

られるとき（予定価格が1,000万円を超える請負契約に限る。）は、落札の決定を「保留」し、落札者を後日決定する。この場合は、最低の価格をもって入札した者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。

- 2 前項により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することはできないものとする。
- 3 入札を「保留」した場合は落札者を決定次第、結果を、落札者及び最低価格入札者（最低価格入札者と落札者が異なった場合のみ）に通知し、他の入札者にはその旨通知する。

（同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定）

第 11 条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定めるものとする。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者、郵便による入札者で当該入札に立ち会わない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（落札者が契約を結ばない場合）

第 12 条 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の100分の105に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収するものとする。

（異議の申立）

第 13 条 入札をした者は、入札後この注意書、入札の公告、公示、入札説明書、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（その他の事項）

第 14 条 この注意書に掲げるほか、不明な点は、入札前に問い合わせること。